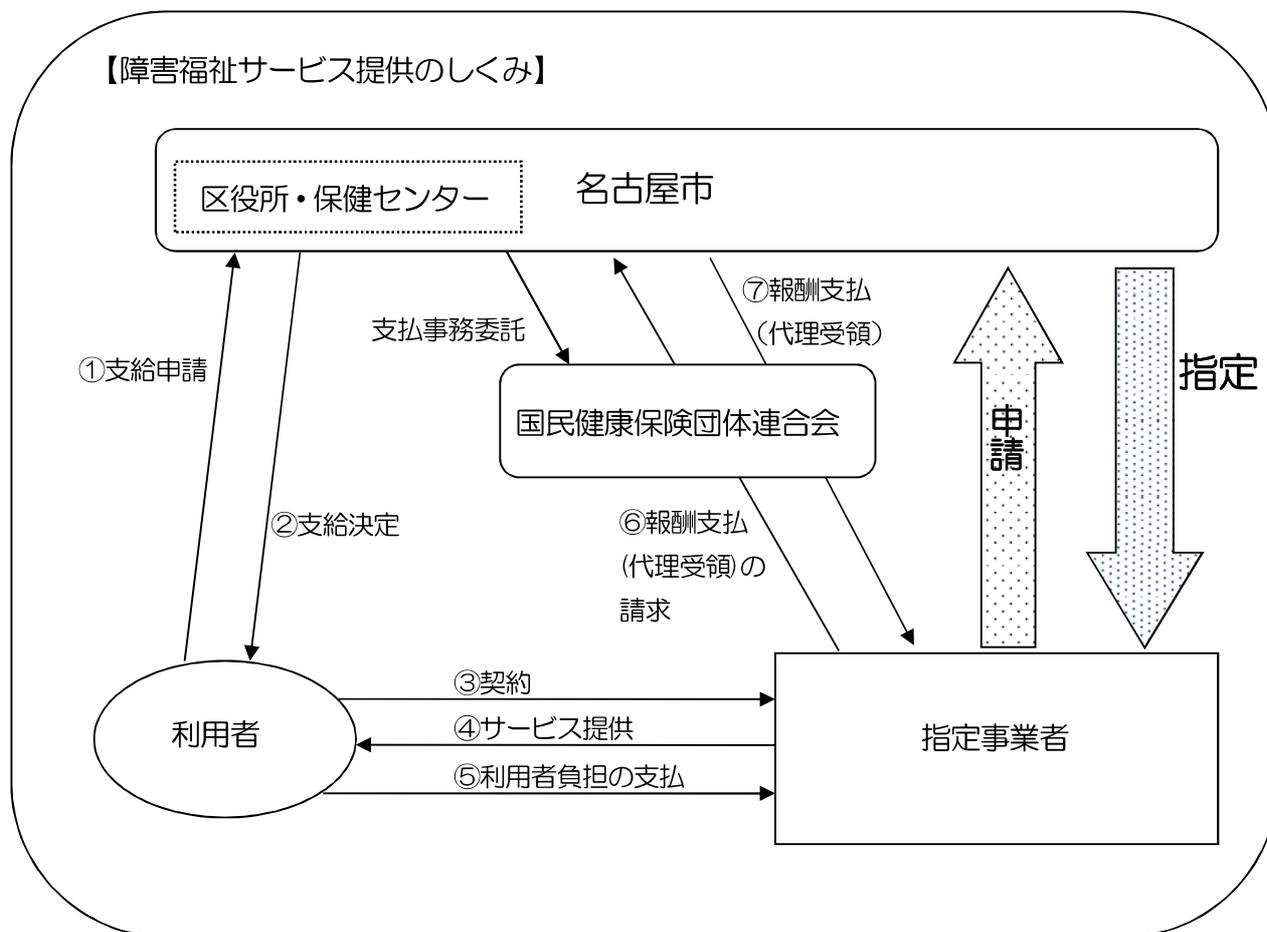


障害福祉サービスの概要、利用手続きについて

1 障害福祉サービスの概要

障害福祉サービスを利用する障害者・障害児の保護者の方には、居住地の市町村からサービスを利用するための費用として、介護給付費又は訓練等給付費等（以下「自立支援給付費」）が支給されます（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項。ただし、同条第4項の規定により、実際には、この費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市町村から事業者を支払われることになります）。

名古屋市内で障害福祉サービス事業を提供する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の規定に基づき、実施する事業ごとに名古屋市長の指定を受ける必要があります。



指定の対象となる障害福祉サービス等の種類及び事業の概要は以下のとおりです。

種類		事業の概要	H31.4.1 事業所数	
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ) (省) (県)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	725
		重度訪問介護 (省)	重度の肢体不自由者又は知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であり常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うとともに、入院中の意思疎通の支援などを行います。	715
		同行援護 (省) (県)	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。	272
		行動援護 (省) (県)	知的障害、精神障害により行動に著しい困難がある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援などを行います。	108
		重度障害者等 包括支援 (省) (県)	常時介護を要し、介護の必要性が著しく高い人に、複数のサービスを包括的に提供します。	1
		短期入所 (ショートステイ) (省) (県)	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	96
		生活介護 (省)	医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	167
		療養介護 (省)	常時介護を必要とする人に、主として昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	3
		施設入所支援 (省)	入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	16
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練) (省)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	1
		自立訓練 (生活訓練) (省)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	17
		就労移行支援 (省)	一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	55
		就労継続支援 A型 (省)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のため必要な訓練を行います。	102
		就労継続支援 B型 (省)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のため必要な訓練を行います。	152
		就労定着支援 (省)	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	27
	自立生活援助 (省)	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	2	
	共同生活援助 (省) (グループホーム)	地域で共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	166	

種類	事業の概要	H31.4.1 事業所数	
障害者支援施設 ㊦	施設において、施設入所支援及び生活介護、自立訓練又は就労移行支援、就労継続支援B型を行います。	16	
一般相談支援	地域移行支援 ㊦	施設に入所又は長期間精神科に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。	86
	地域定着支援 ㊦	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。	86
特定相談支援 ㊦㊧	障害福祉サービスをご利用頂く際に必要なサービス利用等計画の作成及び同計画に関する支援や調整などを行います。	166	
障害児相談支援 ㊧	障害児通所支援事業をご利用頂く際に必要な障害児支援利用計画の作成及び同計画に関する支援や調整などを行います。	161	

表中の「㊦」は「障害者」、「㊧」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

各サービスの対象者について

介護の必要度 低 ↑ ↓ 高	訪問系サービス				居住系サービス	日中活動系サービス			入所系サービス	入所系サービス 生活介護 + 施設入所支援
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護 (身体介護有り)	共同生活援助	短期入所	療養介護	生活介護	施設入所支援	
非該当										
区分1	↑		↑		↑	↑	ALS患者等の場合は区分6	50歳以上の場合は、区分2以上	50歳以上の場合は、区分3以上	50歳以上の場合は、区分3未満
区分2	↑		↑		↑	↑				
区分3	↑		↑		↑	↑				
区分4	↑	↑	↑	↑	↑	↑	筋力、重心の場合は区分5			
区分5	↑	↑	↑	↑	↑	↑				
区分6	↑	↑	↑	↑	↑	↑				※ケアマネジメントで必要性が認められる場合に限る

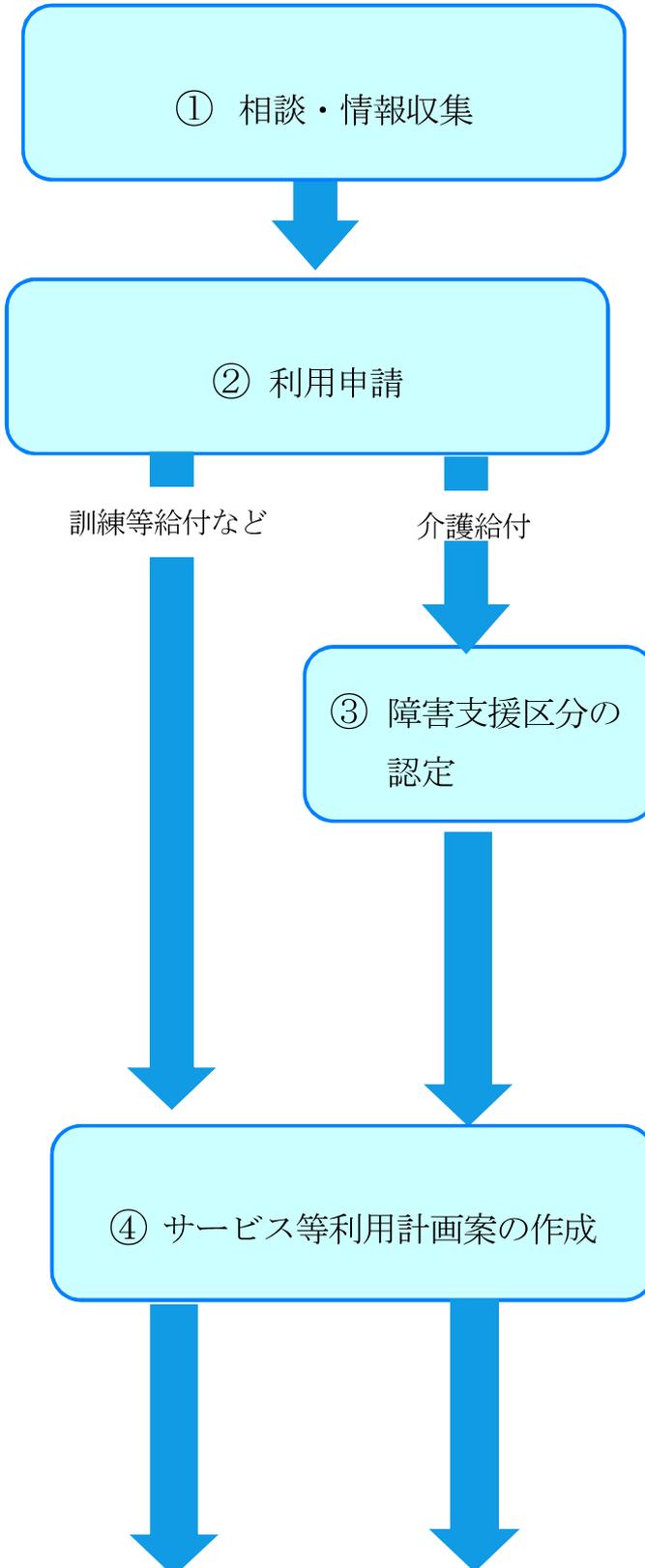
新体系サービスに移行する以前から利用していた者は障害支援区分に関わらず、引き続き利用可能

- ※ 外部サービス利用型グループホームの「受託居宅介護サービス」を利用する場合、区分2以上の利用要件あり。
- ※ 「訓練等給付」のサービス(自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型))は、障害支援区分の利用要件なし。
- ※ 平成24年3月31日に障害児施設等に入所していた者が、障害福祉サービスを利用する場合は障害支援区分の判定は省略
- ※ 平成26年4月より、重度訪問介護の対象者に、知的障害者又は精神障害者であって行動関連項目が10点以上の者を追加

共同生活援助サービス費、短期入所サービス費、生活介護サービス費、施設入所支援サービス費については、障害支援区分に応じて報酬単価が設定されている。

2 基本的な手続きの流れ

身体障害・知的障害のある方は区役所福祉課または支所区民福祉課、精神障害（発達障害を含む）のある方または身体障害者手帳をお持ちでない難病患者の方は保健センター保健予防課または保健センター分室（精神・難病等窓口）（以下「保健センター保健予防課等」という）が窓口になります。

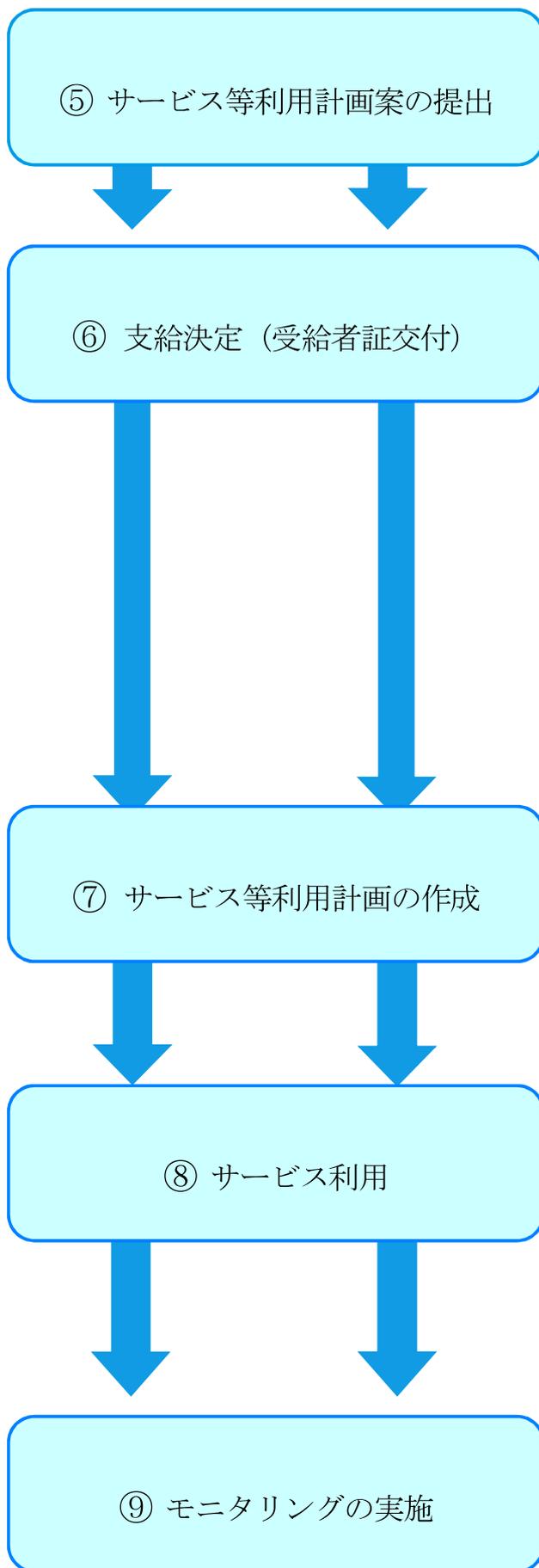


□ 居宅介護や施設などの利用を希望される場合は、区役所福祉課、支所区民福祉課、保健センター保健予防課等または障害者基幹相談支援センターにご相談ください。

□ 具体的な利用希望のサービスが決まったら、区役所福祉課、支所区民福祉課または保健センター保健予防課等にサービス利用の申請をしていただきます。

□ 心身の状況などについて、80項目の認定調査を行います。
□ 認定調査と医師の意見書に基づいて、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会での審査・判定を受け、障害支援区分の認定を行います。
□ 訓練等給付（グループホームで入浴等の介助を希望する場合を除く）、同行援護（区分3以上支援加算の対象者と見込まれる場合を除く）、地域相談支援給付のみ（またはこれらの組合せのみ）の支給決定の場合は、障害支援区分の認定は行いません。

□ 障害福祉サービスを利用する場合、障害福祉サービス等を利用する方の意向を踏まえ、適切な障害福祉サービスの利用となるよう、目標などを定めた計画（サービス等利用計画案）を作成する必要があります。
□ サービス等利用計画案の作成は指定特定相談支援事業者に依頼することができ、その場合、障害福祉サービスの利用のための支援や調整を併せて依頼することができます。



□ 作成したサービス等利用計画案を区役所福祉課、支所区民福祉課または保健センター保健予防課等に提出します。

□ サービスの利用意向、介護を行う者の状況を聴きとった上、サービス等利用計画案や障害支援区分を踏まえて、区役所福祉課、支所区民福祉課または保健センター保健予防課等で障害福祉サービスの内容、支給期間を決定します。

□ なお、区役所、支所、保健センター、保健センター分室で作成した支給決定案（必要なサービスの支給量）が基準を超える場合は、審査会の意見を聴いた上で支給決定を行います。

□ 利用者負担の上限額も決定します。

□ 支給が決定した皆さんには、受給者証をお渡しします。

□ 支給決定内容を踏まえて、指定特定相談支援事業者を中心に、サービスの利用を希望する事業者や施設とその利用方法を調整し、サービス等利用計画を作成します。

□ サービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設に利用を申し込み、サービス利用に係る契約を交わします。

□ 契約に基づいてサービスを利用し、サービスの利用に要する費用のうち利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

□ 定期的に指定特定相談支援事業者により、サービスの利用状況等の確認が行われます。

□ モニタリングに対する利用者負担額はありません。

3 障害福祉サービスと介護保険制度との適用関係

(1) 介護保険サービス優先の捉え方

①介護保険サービスと同様のサービスを支給決定している場合

→介護保険優先

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付を優先して受けることとなる。

②介護保険サービスには相当するサービスがない場合

→障害福祉サービスの利用が可能

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがないサービス等について、当該障害福祉サービスの決定を受けることができる。

【障害福祉サービスの利用が可能な例】

内容	サービス名など
介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの	同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等
原則として、介護保険サービスが優先されるが、障害の程度や種類、または提供するサービスにより、介護保険サービスでは対応できない場合に利用が認められるもの。	生活介護、短期入所 例えば、生活介護は、授産活動から入浴や食事の提供まで多岐にわたり、また障害によっては介護保険サービスでは十分な対応ができないこともあるため、必要に応じて決定を行っている。
障害制度固有の利用方法	余暇利用に係る外出サービス 居宅介護に係る視覚障害者の方への代筆・代読

(2) 介護保険サービスとの併給

①介護保険サービスと併給する場合（障害福祉サービスの上乗せ利用）

上記（1）①のように、介護保険が優先される場合において、介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付のみによって確保することができないものと認められる場合は、障害福祉サービスの上乗せ利用が可能となる。

②介護保険サービスが利用できない場合

介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と認められるときは、介護給付費を支給することができる。

(3) 65歳到達時の手続きについて

手続きの流れ

①64歳時の支給決定

居宅介護等の介護保険が優先して適用されるサービスについては、65歳到達日の前日を支給決定満了日として、一度支給決定の有効期間を区切る。

②65歳到達時の更新（2か月間の暫定決定）

介護保険適用の有無を判断の上支給決定を行うこととなるが、要介護認定がでるまでの支給期間として、概ね2か月間の暫定的な支給決定を行う。

介護保険申請後の流れ

介護保険適用の有無を判断のうえ、支給決定を行うこととなる。

①要介護認定が「非該当」の場合

引き続き、障害福祉サービスの利用が可能のため、更新の申請を行う。

②要介護認定がおりた場合

上記3（1）（2）の整理に基づき、介護保険の利用をすることとなる。

障害福祉サービスの上乗せ利用が必要な場合には、担当のケアマネージャーと調整のうえ、障害福祉サービスの申請を行う。